

インドネシア向け観光プロモーション業務委託仕様書

1 業務委託名

インドネシア向け観光プロモーション業務委託業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和元年12月13日まで

3 目的

近年、訪日旅行が増加しているインドネシアに対して、WEBプロモーションにより、川越市の観光情報を発信するとともに、川越市への誘客を促進し、地域経済の活性化を図る。

4 対象地域

インドネシア

5 業務内容

次に掲げる業務を行う。また、業務の実施に当たっては、日本語で作成したもので発注者と協議するとともに、担当者や関係団体等と綿密な打ち合わせを実施すること。

(1) インドネシア語特設サイトの開設

川越の観光情報を記載したランディングページを作成し、開設するとともに、SNSや関連ページなどからのリンク先として活用する。

ア スマートフォンの閲覧に適したものとする。

イ インドネシア向けのキャッチコピーを考案し、活用すること。

ウ お気に入り登録及びSNSによるシェアが可能であること。

エ ランディングページ上で、ジャカルタで開催される「JNTO

Japan Travel Fair」と連携した観光キャンペーンの告知を実施

すること。

カ 委託期間終了後のランディングページの活用方法や維持管理等に関する提案をすること。

6 「JNTO Japan Travel Fair」の概要について

開催場所 インドネシア・ジャカルタ市内のショッピングモール

開催時期 令和元年8月から10月頃

対象 旅行業界及び一般消費者

※詳細は、JNTOホームページなどで御確認ください。

7 共同出展者との連携

「JNTO Japan Travel Fair」への出展は、東武鉄道株式会社と川越市の共同出展（1小間ずつ）であることから、特設サイトの開設に当たっては、その点を十分意識した提案とすること。

8 留意事項

- (1) 事業実施に当たっては、成果指標、目標及び成果指標の測定方法等について、数量を用いて具体的に示すこと。
- (2) 観光資源を取材する場合には、適切な時期、時間及び天候等を考慮したうえで、取材先に事前に連絡を入れるなど、丁寧な対応を図ること。
- (3) インドネシア語と日本語で業務が遂行可能な語学力を有する従事者を配置するとともに、インドネシア語を母国語とする翻訳者によるネイティブチェックを行うこと。

9 業務実施体制

担当業務ごとに詳細に記載すること。

10 権利の帰属等

本業務により得られた成果及び著作権は、原則として発注者に帰属するものとし、また、その取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

- (1) 受注者は、成果品のうち本業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章3節2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 前号の規定は、受注者の従業員、再委託された場合の再委託先、又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属される場合にも適用する。
- (3) 前2号の規定については、発注者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- (4) 受注者は、成果品に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、成果品に使用、又は包括されている著作物で受注者がこの契約締結以前から有していたか、又は受注者が本業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、本件受託事業者に留保され、その使用权、改変権については両者により協議するものとする。また、成果品に使用、又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、発注者はその条件の適用に応じるものとする。

1 1 個人情報取り扱い

別記「個人情報取扱特記事項」による。

1 2 業務従事者名簿の提出について

受注者は、業務に従事する責任者及びその他の者の氏名等を記載し

た業務従事者名簿を発注者に提出すること。従事者に異動があった場合も同様とする。

1 3 完了検査

業務完了後、受注者は、速やかに特設サイトの開設の実施状況をまとめた委託業務実施報告書を提出し、発注者は提出された委託業務実施報告書に基づき、業務を確認するものとする。

1 4 委託料の支払い

完了払いとする。なお、支払方法については、前項の検査に合格した後、受注者の書面による請求に基づくものとする。

1 5 再委託

受注者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記のうえ、事前に書面にて報告し、市の承諾を得なければならない。

1 6 その他

この仕様に定めのないものについては、発注者と協議のうえ決定するものとする。

1 7 担当課

川越市産業観光部観光課（川越市役所本庁舎 5 階）

観光企画担当 小高、並木

所在地 〒350-8601 埼玉県川越市元町 1 丁目 3 番地 1

電話 049-224-5940（直通）

F A X 049-224-8712（共有）

電子メール kanko@city.kawagoe.saitama.jp